

Ⅱ

横浜市公共建築物 シックハウス対策ガイドライン マニュアル編

目 次

1	什器選定マニュアル	・ ・ ・ ・	1
2	施設管理者が行う揮発性有機化合物 (VOC) 等室内濃度測定マニュアル	・ ・ ・ ・	3
3	日常管理マニュアル	・ ・ ・ ・	9
4	情報提供マニュアル	・ ・ ・ ・	13
5	室内空気汚染事故発生時の対応マニュアル	・ ・ ・ ・	15

什器選定マニュアル

室内空気中の化学物質濃度は、建材等だけでなく、室内に持ち込まれる机・いすなどの什器等によっても大きく影響を受けます。什器の発注は、数社に及ぶ場合も多く、最終的に、室内空気中のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物（VOC）の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えた場合は、原因を特定することが難しくなります。

このため、新たな什器の購入にあたっては、次の事項に留意し、VOC等の放散量が少ないものを選定するよう配慮する必要があります。

1 選定する什器の材料に配慮します。

- (1) 日本農林規格（JAS）、日本産業規格（JIS）、安全データシート（SDS）（化学物質等安全データシート（MSDS））等を参考に、揮発性有機化合物（VOC）等の放散が少ない材料であることを確認します。
- (2) 製造者の自主基準による環境配慮型製品を選定するようにします。

2 什器の納品方法に配慮します。

製品として完成後、十分に乾燥させ、接着剤・塗料等に使用されている化学物質を放散させてから納品するよう、納入者に指示します。

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針の別記では、材料が木質である什器類（いす、机等）のホルムアルデヒドの放散速度について規定しています。

これらに該当する什器を購入する場合は、仕様書に要件として「横浜市グリーン購入の基準を満たすこと。」と明記します。

また、グリーン購入の調達基準の対象（特定調達物品）となっていない什器の選定についても、同様の配慮を行います。

1 グリーン購入の調達基準が定められた什器

いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース及びディスプレイスタンドの12品目は、特定調達物品（木質オフィス家具等）として、材料が木質の場合、次のとおりホルムアルデヒドに係る判断基準が定められています。

【判断の基準】（令和5年度現在）

材料からのホルムアルデヒドの放散速度が $5 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下又はこれと同等のものであること。放散速度が $5 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。

- ・ 対応した日本産業規格（以下「JIS」という。）または日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたものの。
- ・ 上記以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.3 mg/L	0.4 mg/L

2 その他の什器

グリーン購入の調達基準が定められていない什器の選定においても、材料等からのホルムアルデヒドの放散速度が、建築基準法で内装仕上げ用建築材料として面積制限なしに使用できるとされている $5 \mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下又はこれと同等のものであることが必要です。

そこで、日本農林規格(JAS)又は日本産業規格(JIS)でホルムアルデヒド放散量の基準が規定されている材料が使用された什器を購入する際には、(1)F☆☆☆☆等級(JAS、JIS)の規格に適合するもの、又は(2)登録認定機関又は登録外国認定機関が、①ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと②ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと③ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料を使用していないこと を認めたもの を選定するよう配慮します。

〔参考1〕 J A S、J I Sについて

シックハウス対策のため建築基準法が改正され、平成15年に施行されました。この改正で、ホルムアルデヒドを放散する建築材料に係る技術的基準が定められ、建築材料の日本産業規格(JIS、壁紙・接着剤・塗料など)及び日本農林規格(JAS、合板・集成材など)についても、ホルムアルデヒド放散量の等級の基準値及び表記方法(F☆☆☆☆～F☆)が変更されました。

なお、表記のFはホルムアルデヒド(formaldehyde)の頭文字で、☆印の数が多いほど放散量が少ないことを表します。

〔参考2〕 主なホルムアルデヒド系接着剤と主な非ホルムアルデヒド系接着剤

ホルムアルデヒド系接着剤	非ホルムアルデヒド系接着剤
ユリア樹脂系	ポリ酢酸ビニルエマルション系
ユリア・メラミン共縮合樹脂系	ポリウレタン樹脂系
フェノール樹脂系	アクリル樹脂系
フェノール・メラミン共縮合樹脂系	エポキシ樹脂系
レジシノール樹脂系	水性ビニルウレタン樹脂系
	合成ゴム系
	ホットメルト系

施設管理者が行う揮発性有機化合物(VOC)等室内濃度測定マニュアル

施設管理者は、居室の空気の安全を確認し、その結果を利用者に対して公表するため、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に基づき室内空気中の化学物質濃度測定を行います。

このマニュアルは、施設管理者が室内濃度測定を実施するにあたり、公正かつ信頼性のある測定結果が得られるよう、具体的な手順を定めます。

1 測定時期

室内空気中に化学物質が放散する可能性のある、次の時期に行います。

- (1) 新築・増築・改築・改修工事（以下、「新築等」とする。）後に引き渡しを受け、什器を搬入したとき
- (2) 新築等後、最初に訪れる夏期（7月から9月）
- (3) 什器を大幅に（概ね過半以上）入れ替えたとき

2 測定対象物質

- (1) 厚生労働省が室内濃度指針値を定めている揮発性有機化合物(VOC)等のうち、室内空気中に含まれる可能性が高い6物質
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
- (2) その他の揮発性有機化合物(VOC)のうち、特に必要があると認められる物質

3 測定対象室

事務室、会議室、休憩室、宿泊室など、居室全般とします。

なお、対象室の建築材料や、搬入した什器の仕様が同様の場合は、必要に応じて省略することができます。

4 測定条件

原則として、通常の使用状態（換気設備又は空調設備等が稼働している状態）にて、室中央付近の床からおおむね1.2mから1.5mまでの高さにおいて測定します。

5 測定方法

次のいずれかの方法により行います。

実施可能な検査機関は、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/>)が公表している「厚生労働省で示されている室内空気中の化学物質の標準的測定方法による測定が実施できる分析機関一覧表」に掲載されています。

(1) 拡散法（パッシブ方式）

吸着剤を室内に設置し、室内空気中の化学物質を吸着させることによって受動的に採取する方法です。ポンプ等で室内空気を採集するのではなく、室内空気の自然拡散を利用して採取を行うことから、拡散法といいます。

吸着剤にはバッジ型のもの、チューブ型のもの等があり、これを回収後、検査機関において吸着した化学物質の分析を行います。

分析方法は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示している次の方法とします。

ア ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって分析します。

イ 揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって分析します。

- 拡散法による室内濃度測定実施方法（例）・・・・・・・・別添1
- 拡散法による室内濃度測定に関する仕様書（例）・・・・・・・・別添2

(2) 厚生労働省が示す標準的測定方法（アクティブ方式）

いわゆる精密測定で、専用のポンプを用いて一定量の室内空気を採取し、そこに含まれる化学物質を分析する方法です。

拡散法では必要な物質が測定できない場合などに、必要に応じて実施します。

6 厚生労働省指針値を超えた場合の対応

測定を行った結果、室内空気中のVOC等濃度が、厚生労働省の定める室内濃度指針値を超えた場合は、次の措置を行います。

(1) 原因究明・改善措置・安全確認

原則として当該施設の使用を中止し、原因を調査するとともに、原因物質の除去や換気を十分に行うなどの対策を講じた後に再測定を行い、指針値を超過していないことを確認した上で施設の使用を再開します。

(2) 健康被害への対応

指針値を超えた施設において、利用者から体調不良など化学物質に起因する健康問題の発生が疑われる訴えや相談があった場合は、原因を調査するとともに、医療機関の受診を勧めます。

拡散法による室内濃度測定実施方法 (例)

1 測定前の準備

原則として、窓を30分間開放し、有効な通風換気を行います。

2 測定

- 測定を行う居室の換気設備・空調設備は、通常の使用状態とします。
 - ※ 換気扇または空調機等が設置されている居室は、換気扇または空調機等を稼働させた状態（夜間に測定を実施する場合も連続運転状態）で測定します。
- 各居室に、
 - アルデヒド用のパッシブ型採取機器：1個、
 - VOC（揮発性有機化合物）用のパッシブ型採取機器：1個計2個を設置します。
（注）パッシブ型採取機器は測定を開始する直前に開封します。

【測定位置】

測定する居室のなるべく中央で、床面から1.2mから1.5mまでの高さにパッシブ型採取機器を設置します。

（例）たこ糸で天井からぶら下げる 等、工夫してください。

【測定時間】

原則として8時間以上（換気扇、空調機等を稼働させた状態）。

（例）午前9時に開始し、午後5時に終了（8時間）

【温湿度の測定】

測定を開始する直前に、測定する居室の温度及び相対湿度を測ります。

【記録】

①施設名、②居室名、③測定日、④天候、⑤測定開始時刻、⑥測定終了時刻、⑦パッシブ型採取機器 No.、⑧室温、⑨相対湿度 等を必要に応じて記録します。

3 パッシブ型採取機器の回収

サンプリング終了後、使用したパッシブ型採取機器の取扱方法に従い、回収します。

4 パッシブ型採取機器の送付（施設管理者自身が採取機器の回収を行った場合）

回収したパッシブ型採取機器を、分析機関に保冷状態で送付します。

5 注意事項

○パッシブ型採取機器の取扱いについて

- ・パッシブ型採取機器は測定を開始する直前に開封します。
- ・パッシブ型採取機器の拡散フィルター部を手で触らないように留意します。
- ・文字を書く際、マジックは使用しないように留意します。
- ・パッシブ型採取機器は、保冷状態で保管・運搬します。

○分析機関による測定結果の表記について

- ・測定結果の単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で表記するよう依頼します。
- ・定量下限値は、厚生労働省が示す指針値の1/10とします。ただし、測定する居室の利用形態等により特別な配慮が必要な場合には、指針値の1/10以下の定量下限値にて対応することとします。

拡散法による室内濃度測定に関する仕様書 (例)

1 検査対象施設及び居室
別添対象施設リストのとおり
●●施設 ●●室

2 実施期間
契約決定日から令和 年 月 日

3 業務内容
ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査業務
※揮発性有機化合物は、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4物質

4 実施方法
一連の業務は、別紙横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの「施設管理者が行う揮発性有機化合物(VOC)等室内濃度測定マニュアル」に基づき実施する。

(1) 検査機器等一式の提供

各施設に、ホルムアルデヒド検査機器及び揮発性有機化合物検査機器等を__月上旬までに送付する。(サンプリングは施設管理者が実施)

- ① 検査方法は拡散方式とし、機器はパッシブ型採取器とする。
この機器には各々、天井から吊り下げるための紐と画鋲等留め具のセットを添付する。
- ② 検査機器には、測定マニュアル、測定記録票を添付する。
測定マニュアル及び測定記録表は、横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの「施設管理者が行う揮発性有機化合物(VOC)等室内濃度測定マニュアル」等の文書を踏まえて作成する。
- ③ 検査機器以外にトラベルブランク等、分析に必要な物品がある場合は併せて送付する。

(2) 検体の分析

施設が返送した検体について、各物質の分析をする。

- ① 分析方法については「厚生労働省が示す標準的測定方法」による。定量の下限は、厚生労働省指針値の1/10以下とする。
- ② 結果報告書は数値を中心とした報告とし、各施設の測定結果を示した一覧表及び施設毎の報告書を作成する。なお、結果は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で表記し、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドについては、室温が 20°C に満たない場合には以下の式により濃度の補正を行うこととする。

$$C' = C \times 1.09^{(20-t)} \times 100 / (50+rh)$$

C : ホルムアルデヒド (アセトアルデヒド) 濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

t : 試料採取時の気温 ($^\circ\text{C}$)

rh : 試料採取時の湿度 (%)

(3) その他

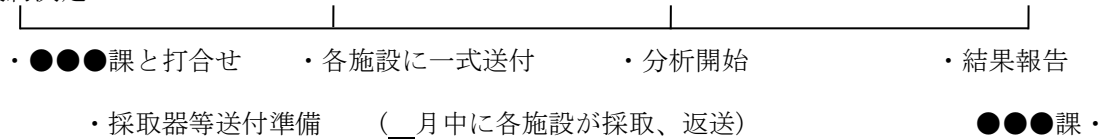
- ① 業務実施に際しては、機器一式の梱包内容、測定マニュアルや測定記録票、報告書の記載内容等は事前に●●●課と調整する。
- ② 各施設への送料は受託者が負担する。また、送付の際の梱包は、そのまま返送時に使用できる形態のものとし、保冷状態を保てる方法で送付する。
返送方法は、保冷状態を保てる方法で返送するものとし、受託者の着払いとする。返送料は委託費に含める。
- ③ その他、必要に応じて●●●課と調整して実施する。

5 分析結果

分析結果については各施設の測定結果を示した一覧表及び施設毎の報告書を作成し、一覧表を●●●課に、施設毎の報告書を各施設に提出すること。

〈スケジュール〉

契約決定



日常管理マニュアル

シックハウス症候群の発生を防止するためには、施設管理者が日常的に行う維持管理の中で、化学物質の放散の予防・放散した化学物質の低減という2つの面から、室内空気中の化学物質をできるだけ低下させるよう配慮する必要があります。

1 化学物質の使用の配慮

室内で化学製品（殺虫剤、ワックス、芳香剤等）を使用する場合は、次のような点に留意し、室内空気質や施設利用者の健康への影響を最小限に抑える必要があります。

- (1) 室内で使用する化学製品について、製品に添付されている説明書やSDS（安全データシート）（MSDS（化学物質等安全データシート））等を参考に、種類、使用量、使用場所、健康への影響などに関する情報を入手し、把握します。

横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインでは、厚生労働省が室内濃度指針値を定めている物質（⇒参考資料集 資料4を参照）を含むものは、原則使用しないこととしています。

- (2) 害虫駆除やワックス等による定期清掃など、化学製品を使用する作業を行う場合は、施設利用者の健康への影響が最小限となるよう、作業場所、作業時間（時間帯）に配慮し、計画的に実施します。

具体的な配慮事項

- ・ 施設利用者が施設内にいる時間には作業を行わないこととします。
- ・ 作業の実施スケジュールや、化学製品使用の必要性を事前に確認し、必要に応じて施設利用者に周知します。
- ・ 化学製品を使用した後、換気を行うことが、作業計画に含まれていることを確認します。
- ・ 作業後は十分な換気を行う期間（時間）を設け、確実に行います。

業務を委託する場合

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」に基づく登録事業者など、人的（資格者）・物的（必要な器材）要件を備えていることが確認でき、信頼性のある業者を選定します。
- ・ 使用する化学製品について、SDS（安全データシート）（MSDS（化学物質等安全データシート））等の資料の提出を依頼します。
- ・ 仕様書（契約書）に、使用する化学製品の名称、使用量及び使用場所に加え、作業中や作業後の換気などによる室内空気中の化学物質の低減措置が具体的に記載されているか確認します。
- ・ 作業による室内空気質への影響や、作業後に施設を使用する際の換気等の必要性などについて、十分説明を受け、確認します。

2 適正な換気量の確保

室内空気中には、日常的に使用される化学製品や建築材料等、様々な発生源から放散した化学物質が含まれています。施設管理者は、適切な換気を行うことによって、これらの化学物質の濃度を極力低減化させる必要があります。

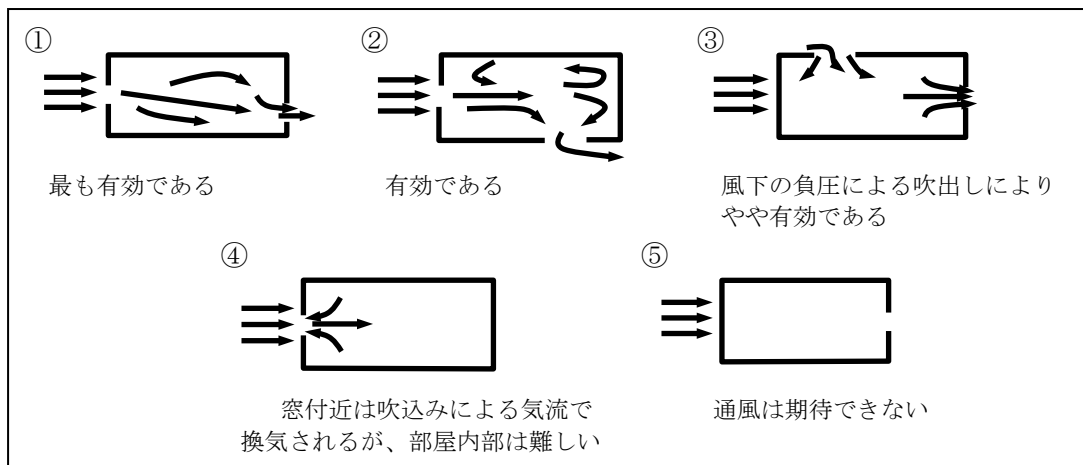
換気を適切に行うためには、各居室の換気がどのような方式で行われているのか正しく把握し、換気的方式に合わせた配慮を行うことが重要です。

(1) 自然換気の場合

換気扇などの換気設備が備え付けられていない居室においては、窓等を開放し、通風による自然換気を行います。効果的に換気を行うため、次の事項に留意します。

ア 窓等を2ヶ所以上開放し、室内に空気の通り道を作ります。

- ・ 風上と風下の両方を開放すると、最も有効です (①)。
両方を開放することが難しい場合は、風上と側面の開放が有効です (②、③)。
- ・ 風上のみ開放だと、部屋全体の換気効果は低くなります (④)。
- ・ 風下のみ開放では、換気はほとんど期待できません (⑤)。



イ 居室にある換気用の小窓、ガラリ、換気口を有効に利用します。

- ・ 什器や掲示物でふさいでしまわないよう注意します。

(2) 機械換気の場合

換気扇などの機械換気設備が備えられている居室では、換気設備を適切に運転させることにより、十分な換気量が確保されます。

このため、各居室に設置された換気設備の種類、使用方法を理解し、正しく運転させることが必要です。

その他、適切に換気を行うための留意事項として、次のようなことが挙げられます。

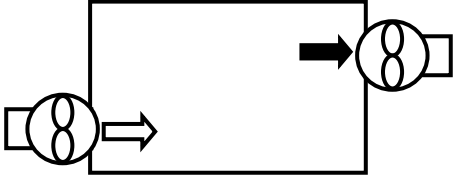
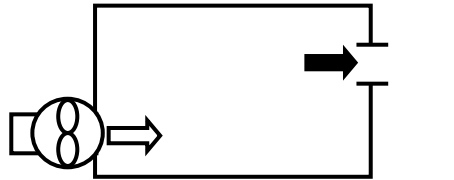
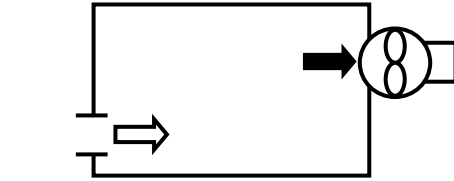
ア 夜間や休み中など、居室を使用していない期間に換気設備を停止させる場合は、停止時に上昇した室内空気中の化学物質濃度を低減化するため、当該居室の使用を開始する前に、十分換気を行います。

イ 換気設備は、適正な換気能力が確保されるように、フィルターの清掃等の定期的なメンテナンスを行います。

〔参考〕 機械換気の方式について

機械換気には、次の3つの方式があり、それぞれ特徴があります。

- ①第1種換気：給気・排気の両方を機械換気設備で行うもの
- ②第2種換気：給気を機械換気設備で行い、排気は自然排気口または隙間から行うもの
- ③第3種換気：排気を機械換気設備で行い、給気は自然給気口または隙間から行うもの

<p>① 第1種機械換気設備</p> <p>給気ファン、排気ファンの両方が設置されるため、室内の圧力を自由にコントロールする事ができます。居室単体で換気システムを完結したい場合に用いられます。</p>	
<p>② 第2種機械換気設備</p> <p>給気ファンが設置されるため、室内の圧力が正圧に保たれます（他の部屋より高い圧力になります）。従って、室内の空気を清浄に保ちたい居室に用いられます。</p>	
<p>③ 第3種機械換気設備</p> <p>排気ファンが設置されるため、室内の圧力が負圧に保たれます（他の部屋より低い圧力になります）。汚染物質が発生しやすい部屋で用いられることが多い方式です。</p>	

メモ

情報提供マニュアル

施設管理者は、市民が安心して施設を利用することができるよう、シックハウス対策に係る情報を積極的に提供することが必要です。

特に、建築物の新築・改築・改修等を行った場合は、VOC等の室内濃度測定を実施した結果とともに、厚生労働省の定める室内濃度指針値を超過した場合の対応内容や、室内空気中のVOC等を低減化させるための具体的な対策についても情報提供し、市民の不安を解消するよう努めることが望ましいと言えます。

市民への情報提供に関する留意事項

- 1 市民へ提供する情報の内容例としては、次のようなことが挙げられます。
 - ・ 施設管理者が実施するVOC等の室内濃度測定の対象物質、測定結果、測定方法等（情報提供の実施例⇒別添のとおり）
 - ・ 「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に基づくシックハウス対策の内容
 - ・ 室内空気中のVOC等の発生源として想定される内容
 - ・ 室内空気中のVOC等を低減化させる取組内容
 - ・ 施設の日常管理上実施するシックハウス対策の内容
- 2 建築物の新築、改修等を実施する場合は、計画段階から施工者と打合せを行い、シックハウス対策に係る十分な情報提供が行えるように準備します。
- 3 利用者からシックハウス症候群に係る不安の訴えがあった場合の連絡体制及び協力体制を整備します。

横浜市の公共建築物についての情報提供

横浜市では、各公共建築物の所管区・局・事業本部が実施したVOC等室内濃度測定の実施結果について、シックハウス対策に係る庁内連絡会議（横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議）の事務局が取りまとめ、半期ごとにホームページに公表しています。

《公表場所》

公共建築物の揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定結果（医療局ホームページ内）URL：
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/default2019031811495.html>

(別添)

VOC等室内濃度測定結果の情報提供様式 (例)

揮発性有機化合物 (VOC) 等室内濃度測定結果

揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定を行った結果は次のとおりでした。

施設名称 []

測定日時	令和 年 月 日 () : ~ :			測定会社名			
測定結果							
概評：全て厚生労働省の室内濃度指針値以下でした。							
検査項目 測定場所	ホルム アルデヒド	アセト アルデヒド	トルエン	キシレン	エチル ベンゼン	スチレン	温度/湿度 (測定開始時)
外気							
〇〇室							
〇〇室							
室内濃度指針値	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
測定方法	拡散法 (パッシブ型採取機器)						

施設管理者 []

室内空気汚染事故発生時の対応マニュアル

このマニュアルは、公共建築物の施設管理者及び施設を所管する区・局・事業本部の課（以下、「所管課」とします。）が、施設の利用者等から、室内空気中の化学物質が原因と思われる健康被害の相談・苦情を受けた場合に、相談者の被害を最小限に抑えるとともに、他の利用者への被害拡大を防ぐため、迅速かつ適切な対応を行うための指針として制定します。

1 対象

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」の対象となる公共建築物において、室内空気中の化学物質に起因する健康被害（以下、「事故」とします。）が発生した場合に適用します。

2 事故発生時の対応内容

(1) 探知

施設管理者又は所管課は、施設の利用者等から健康被害の相談や苦情を受け、探知した場合は、速やかに次の対応をします。

ア 相談者への対応

相談者から、健康被害の状況について、詳しく聞取りを行います。また、医療機関で診察を受けていない場合は、受診するように勧めます。

イ 連絡

施設管理者が相談・苦情を受けた場合は、その内容を所管課へ連絡します。

所管課は、区所管施設の場合は区福祉保健センター生活衛生課へ、局・事業本部所管施設の場合は医療局生活衛生課へ連絡します。

区福祉保健センター生活衛生課と医療局生活衛生課は相互に連絡し、医療局生活衛生課は、建築・設計面からの対応が必要と判断される場合等、必要に応じて建築局営繕企画課技術管理担当へ連絡します。

(2) 初動対応

施設管理者及び所管課は、初動対応として次のことを行います。

ア 初動調査

現場の状況を調査します。

必要に応じて、区福祉保健センター生活衛生課・医療局生活衛生課・建築局営繕企画課技術管理担当が、施設管理者等と合同で調査を行い、調査内容について助言します。

調査内容の例

- ・ シックハウス症候群の原因となる可能性のある事項（内外装工事の施工、室内での化学製品の使用等）、異臭等の有無
- ・ 同様の健康被害を訴えている利用者の有無
- ・ 相談者が主に利用した居室の換気状況、使用頻度
- ・ 揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定

イ 事故の判断

初動調査の結果及び利用者からの聞き取り内容を合わせ、事故であるかを総合的に判断します。

判断材料の例

- ・ 室内濃度測定の結果、揮発性有機化合物（VOC）等が厚生労働省の定める室内濃度指針値を超過している。
- ・ 室内濃度測定の結果、総揮発性有機化合物（TVOC）の室内濃度（参考値）が、厚生労働省の定める暫定目標値を大幅に超過している。
- ・ 複数の利用者が同様の健康被害を訴えている。

ウ 事故ではないと判断された場合の対応

初動調査の結果、室内空気中の化学物質が要因で健康被害が起きる状況でないと判断された場合は、相談者に対して、初動調査の内容・結果について十分説明を行います。

(3) 原因究明・改善

施設管理者及び所管課は、事故であると判断した場合、次の措置を行います。

ア 施設の使用中止

原則として、健康被害の起きている居室については、使用を中止します。

また、施設全体に影響が考えられる場合は、施設の使用を中止します。

イ 原因究明

初動調査の結果を踏まえ、健康被害を起こした化学物質の発生源など、事故の原因を調査します。

必要に応じて、区福祉保健センター生活衛生課・医療局生活衛生課・建築局営繕企画課技術管理担当が、施設管理者等と合同で調査を行い、調査内容について助言します。また、医療局生活衛生課は、調査に必要な場合、横浜市衛生研究所による揮発性有機化合物（VOC）等の検査を実施します。

原因究明調査内容の例

- ・ 内外装工事等の内容や、使用された有機溶剤等の調査
- ・ 室内で使用された化学製品（ワックス、害虫防除薬剤等）の成分の調査、揮発性有機化合物（VOC）等の放散についての検査
- ・ 室内に新たに設置された什器の材質の調査、揮発性有機化合物（VOC）等の放散についての検査

ウ 施設の改善措置

室内空気汚染の原因究明の結果を踏まえ、発生源を除去するとともに、十分な換気を行い、施設の改善を行います。

エ 室内濃度測定による安全確認

改善措置後、室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）等室内濃度測定を実施し、安全を確認した上で、施設又は居室の使用を再開します。

(4) 説明・公表

- ア 施設管理者又は所管課は、相談者に対して、施設の改善措置内容や室内濃度測定の結果等について説明を行います。
- イ 所管課は、対応完結後、区福祉保健センター生活衛生課又は医療局生活衛生課へ対応内容を連絡します。
- ウ 所管課は、事故について市民に公表します。

事故発生時の対応フロー（標準例）

